

令和6年6月診療報酬改定に伴う医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有し、取得した診療情報を活用して診療を行っています。

令和6年6月1日より下記の診療報酬点数を算定しています。

医療情報取得加算

初診時

- ・マイナンバーカードを使用しない場合
加算1 3点（月に1回）
- ・マイナンバーカードを使用する場合
加算2 1点（月に1回）

再診時

- ・マイナンバーカードを使用しない場合
加算3 2点（3か月に1回）
- ・マイナンバーカードを使用する場合
加算4 1点（3か月に1回）

医療DX推進体制整備加算

初診時月1回に限り8点